（SIP知財様式４）

【研究開発プロジェクト番号】

　　年　　月　　日

知的財産権移転承認申請書

独立行政法人環境再生保全機構　殿

（契約者又は知的財産権の譲渡等の権限を有する者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | ： |  |
| 所属 役職 | ： |  |
| 氏名 | ： |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 研究開発プロジェクト名 |  |
| 研究開発責任者  所属 役職 氏名 |  |
| 研究分担代表者  所属 役職 氏名  （該当する場合） |  |

上記委託研究開発成果に係る知的財産権について、下記のとおり移転したいので、申請します。

なお、移転を受ける者に、　　年　　月　　日付の同委託研究開発に関する委託研究開発契約書第１１条第１項各号及び第１３条の規定を遵守することを約定させます。

記

１．移転しようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（注１）、  番号（注２）及び名称（注３） | 移転元住所・名称 | 移転先住所・名称 |
|  |  |  |

２．承認を受ける理由（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する）

（１）当該移転により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効率的に活用されるか。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第１７条に基づく観点）

（２）当該移転が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第４１条に基づく観点）

（注意事項）

（注１）特許権又は特許を受ける権利、実用新案権又は実用新案権を受ける権利、意匠権又は意匠を受ける権利、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち該当するものを記載してください。

（注２）当該種類に係る出願番号又は設定登録番号を記載してください。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には研究開発プロジェクト番号（研究開発プロジェクト番号を付している場合）を記載してください。ノウハウについては、研究開発プロジェクト番号（研究開発プロジェクト番号を付している場合）を記載してください。なお、外国における権利である場合は、当該番号に国名又は機関名（国コードでも可）を併記してください。

（注３）特許権又は特許を受ける権利については発明の名称、実用新案権又は実用新案を受ける権利については考案の名称、意匠権又は意匠を受ける権利については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称、プログラム等著作権については著作物の題号、ノウハウはノウハウの名称を記載してください。

（注４）移転しようとする知的財産権が複数ある場合は、「１．移転しようとする知的財産権について」をまとめて記載することができます。

（SIP知財様式４）

記入要領

【研究開発プロジェクト番号】

　　年　　月　　日

移転対象の知的財産権に持分のある機関名にて申請してください。代表機関と共同実施機関の共有の場合は、代表機関が申請してください。

知的財産権移転申請書

独立行政法人環境再生保全機構　殿

（契約者又は知的財産権の譲渡等の権限を有する者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | ： |  |
| 所属 役職 | ： |  |
| 氏名 | ： |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 研究開発プロジェクト名 |  |
| 研究開発責任者  所属 役職 氏名 | 共同実施機関名で申請する場合は、研究分担代表者氏名等を記入してください。 |
| 研究分担代表者  所属 役職 氏名  （該当する場合） |  |

上記委託研究開発成果に係る知的財産権について、下記のとおり移転したいので、申請します。

なお、移転を受ける者に、　　年　　月　　日付の同委託研究開発に関する委託研究開発契約書第１１条第１項各号及び第１３条の規定を遵守することを約定させます。

記

１．移転しようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（注１）、  番号（注２）及び名称（注３） | 移転元住所・名称 | 移転先住所・名称 |
|  |  |  |

２．承認を受ける理由（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する）

（１）当該移転により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効率的に活用されるか。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第１７条に基づく観点）

（２）当該移転が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第４１条に基づく観点）

（注意事項）

（注１）特許権又は特許を受ける権利、実用新案権又は実用新案権を受ける権利、意匠権又は意匠を受ける権利、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち該当するものを記載してください。

（注２）当該種類に係る出願番号又は設定登録番号を記載してください。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には研究開発プロジェクト番号（研究開発プロジェクト番号を付している場合）を記載してください。ノウハウについては、研究開発プロジェクト番号（研究開発プロジェクト番号を付している場合）を記載してください。なお、外国における権利である場合は、当該番号に国名又は機関名（国コードでも可）を併記してください。

（注３）特許権又は特許を受ける権利については発明の名称、実用新案権又は実用新案を受ける権利については考案の名称、意匠権又は意匠を受ける権利については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称、プログラム等著作権については著作物の題号、ノウハウはノウハウの名称を記載してください。

（注４）移転しようとする知的財産権が複数ある場合は、「１．移転しようとする知的財産権について」をまとめて記載することができます。